



9月20日から9月26日は

動物愛護週間です

ペットは家族です！

愛情と責任、その一生涯を預かる覚悟を持ちましょう



愛犬の登録と狂犬病予防注射はお済みですか？

生後91日以上の子犬は、町への登録と年1回の狂犬病予防注射が必要です。
済んでいない場合は、役場窓口で登録し、動物病院で予防注射を受けましょう。



お散歩のとき、周りに迷惑かけていませんか？

犬の散歩の際は、必ずリードをつけ、フンは持ち帰りましょう。
フンの持ち帰りをしないことで大変迷惑している方がいます。
日常のトラブルを防ぐため、正しいしつけをしましょう。



猫は室内で飼いましょう

交通事故、病気、迷子、近隣トラブルを防ぐため、猫は室内で飼いましょう。
飼い猫が迷子になったときのために、迷子札や、マイクロチップを装着しましょう。
※マイクロチップは犬、猫ともに動物病院で入れることができます。



無責任なえさやりはやめましょう

野良猫に餌を与えた結果、不幸な子猫が生まれるケースが増えています。
野良猫に餌を与えている方は、その猫の管理者（飼育者）となります。
不幸な子猫を増やさないために、猫に不妊去勢手術を受けさせ、フン尿の後始末は
管理者が責任を持って行いましょう。



ペットとの避難の準備はできていますか？

災害等に備え、ペット用の避難用品（キャリーバッグ、フード、水、トイレ用品など）を平常時から準備し、キャリーバッグでの外出に慣れさせておきましょう。



つないであった犬が逃げ出す事例が多発しています

石川町では古いけい留器具が壊れて、犬が逃げ出す事例が年に数件発生しています。故意ではなくても、福島県の「犬による危害の防止に関する条例」違反になります。首輪は指二本分までしっかりと締め、けい留器具を定期的に交換しましょう。

飼犬・飼猫が逃げてしまったら、動物愛護センター、役場、警察等へすぐに連絡をお願いします。

お問い合わせ先 石川町役場 防災環境課 環境対策係 電話 26-9122
福島県動物愛護センター 電話 024-953-6400